

第131号議案 令和3年度長崎市一般会計補正予算(第18号)

(予算書ページ)	(予算科目)	(事業名)	(資料ページ)
46 ~ 47	[6 款 1 項 4 目]	農業用施設維持管理費	… 1~3
5,70 ~ 71		【繰越明許費補正】 農業用施設維持管理費	… 4
60 ~ 61	[11 款 1 項 1 目]	【補助】農業用施設災害復旧費 現年度災害分	… 5~18
8,82 ~ 83		【繰越明許費補正】 【補助】農業用施設災害復旧費 現年度災害分	… 19
8,82 ~ 83	[11 款 1 項 2 目]	【繰越明許費補正】 【補助】林業施設災害復旧費 現年度災害分	… 20~22
10,92 ~ 93		【債務負担行為補正】 植木センター指定管理	… 23
11,92 ~ 93		【債務負担行為補正】 公益社団法人長崎県林業公社分収造林事業 資金の長崎県に対する損失補償	… 24~25
11,92 ~ 93		【債務負担行為補正】 伊王島海水浴場交流施設指定管理	… 26

水産農林部

令和3年11月



予 算 説 明 書					事 業 名	補 正 額
ページ	款	項	目	番号		
46～47	6 農林水 産業費	1 農業費	4 土地 改良費	1-1	農業用施設維持管理費	千円 1,700

1 概 要

(1)事業目的

近年、全国的に台風等による豪雨や大規模な地震により、小規模な農業用ため池が被災するケースが発生していることから、防災重点農業用ため池のハザードマップを作成し住民の避難体制の整備を図るもの。

※「防災重点農業用ため池」とは、決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池。

(2)補正予算理由

国においては、早期のハザードマップ作成完了を目指しており、今回、国の内示があったことに伴い増額補正するもの。

2 事業内容

(1)業務内容

防災重点農業用ため池において、ハザードマップの作成を行う。

ア ハザードマップ作成

イ ワークショップ

ウ 精査・取りまとめ

全 体	16か所
今回作成	11か所
令和2年度まで作成、公表済	5か所

(2)事業期間

令和3年度から令和4年度まで

3 財源内訳

(単位:千円)

区分	事業費	財 源 内 訳				
		国庫支出金※	県支出金	地方債	その他	一般財源
当初予算額	千円 20,947	千円 —	千円 —	千円 —	千円 —	千円 20,947
11月補正	1,700	1,700	—	—	—	—
補正後	22,647	1,700	—	—	—	20,947

※国費補助率 対象事業費(1,700千円)の100%(農業水路等長寿命化・防災減災事業)

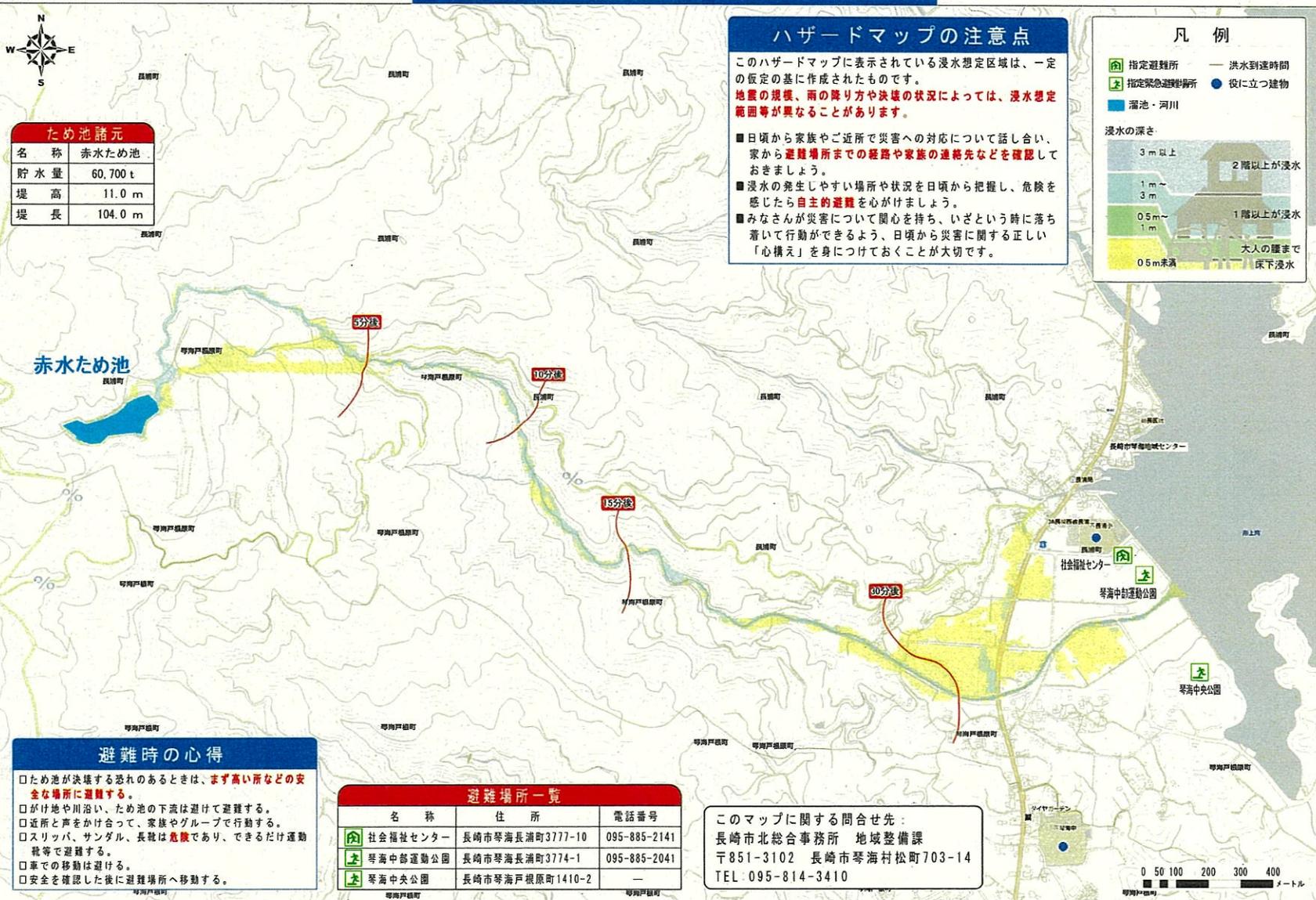
赤水ため池ハザードマップ

(地震時)

<作成例>



ため池諸元	
名称	赤水ため池
貯水量	60,700 t
堤高	11.0 m
堤長	104.0 m



ハザードマップの注意点

このハザードマップに表示されている浸水想定区域は、一定の仮定の基に作成されたものです。
地震の規模、雨の降り方や決壊の状況によっては、浸水想定範囲等が異なることがあります。

- 日頃から家族やご近所で災害への対応について話し合い、家から**避難場所**までの**経路や家族の連絡先**などを確認しておきましょう。
- 浸水の発生しやすい場所や状況を日頃から把握し、危険を感じたら**自主的避難**を心がけましょう。
- みなさんが災害について関心を持ち、いざという時に落ち着いて行動ができるよう、日頃から災害に関する正しい「心構え」を身につけておくことが大切です。

凡例

指定避難所 (家) 指定緊急避難場所 (学校) 溜池・河川 (川)

洪水到達時間 (線) 役に立つ建物 (丸)

浸水の深さ

- 3m以上: 2階以上が浸水
- 1m~3m: 1階以上が浸水
- 0.5m~1m: 大人の腰まで
- 0.5m未満: 床下浸水

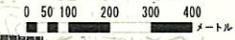
避難時の心得

- ため池が決壊する恐れのあるときは、**まず高い所などの安全な場所に避難する。**
- がけ地や川沿い、ため池の下流は避けて避難する。
- 近所と声をかけ合って、家族やグループで行動する。
- スリッパ、サンダル、長靴は**危険**であり、できるだけ運動靴等で避難する。
- 車での移動は避ける。
- 安全を確認した後に避難場所へ移動する。

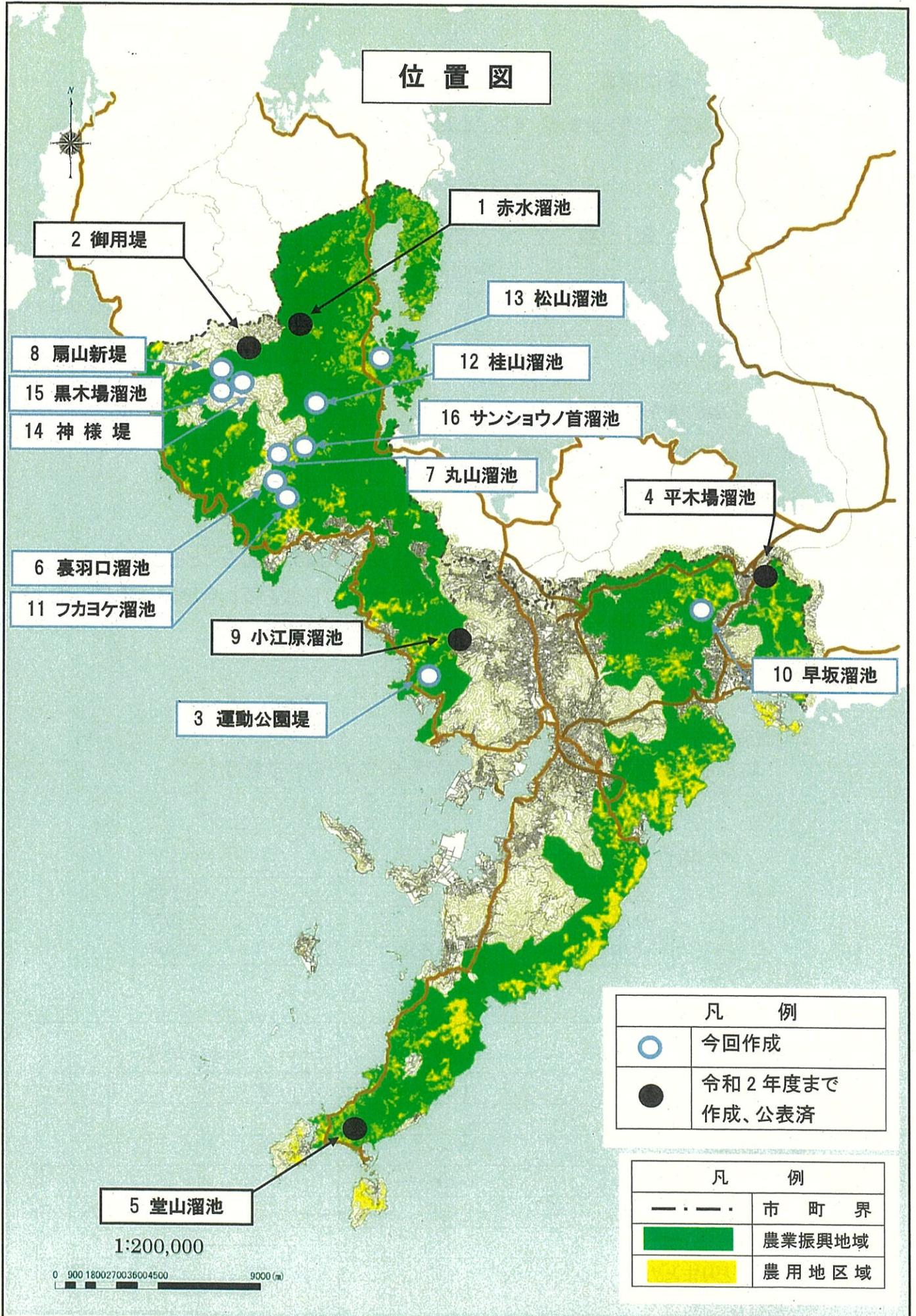
避難場所一覧

名称	住所	電話番号
(家) 社会福祉センター	長崎市琴海長浦町3777-10	095-885-2141
(校) 琴海中部運動公園	長崎市琴海長浦町3774-1	095-885-2041
(校) 琴海中央公園	長崎市琴海戸根原町1410-2	—

このマップに関する問合せ先：
 長崎市北総合事務所 地域整備課
 〒851-3102 長崎市琴海村松町703-14
 TEL 095-814-3410



位置図



【繰越明許費】 予算説明書 5, 70～71 ページ

6款 農林水産業費 1項 農業費 4目 土地改良費

(単位:千円)

事業名	金額		財源内訳				
			国庫 支出金※	県支出金	地方債	その他	一般財源
農業用施設 維持管理費	補正後 予算現額	22,647	1,700	—	—	—	20,947
	支出予定額	20,947	—	—	—	—	20,947
	繰越明許額	1,700	1,700	—	—	—	—

※ 農業水路等長寿命化・防災減災事業

1 繰越理由

今回のハザードマップ作成については、地域住民への周知を図ることを目的とし、ワークショップ形式により策定することとしているため、所要の日数を要し年度内に完了しないため繰り越すもの。

2 事業内容

(1) 業務内容

防災重点農業用ため池において、ハザードマップの作成を行う。

- ア ハザードマップ作成
- イ ワークショップ
- ウ 精査・取りまとめ

全 体	16か所
今回作成	11か所
令和2年度まで作成、公表済	5か所

(2)スケジュール

	令和3年度				令和4年度					
	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9
1.契約事務	←→									
2.計画準備		←→								
3.現地調査			←→							
4.ハザードマップ作成				←→						
5.ワークショップ					←→					
6.精査、とりまとめ								←→		
7.報告書作成										←→

予 算 説 明 書					事 業 名	補正額
ページ	款	項	目	番号		
60~61	11 災害 復旧費	1 農林水産 施設災害 復旧費	1 農業用施設 災害復旧費	1-1	【補助】農業用施設災害復旧費 現年度災害分	千円 20,500

1 概 要

令和3年8月の大雨により被災した農道・農地の災害復旧工事を実施するため、災害復旧費を増額補正するもの。

【参考】神浦扇山町

項 目	発生日	雨量(mm)
最大24時間雨量	令和3年8月17日～8月18日	362
最大60分雨量	令和3年8月17日～8月18日	67
連続雨量	令和3年8月11日～8月18日	1,085

2 事業内容

被害状況:市内6か所(法面崩壊)復旧費用 20,500千円

区分	箇所	場所	災害内容	規模	事業費 (千円)	復旧方法
農道	農道小田平線	西出津町	法面崩壊	L= 24.0m	9,500	法面工(モルタル吹付)
	農道三重西部線	松崎町	法面崩壊	L= 11.0m	1,200	法面工(モルタル吹付) 側溝布設替え
	飯香浦町 農道	飯香浦町	法面崩壊	L= 8.0m	2,300	擁壁工(ブロック積)
農地	太田尾町	—	法面崩壊	L= 8.0m	3,500	擁壁工(ブロック積)
	現川町	—	法面崩壊	L= 3.5m	1,500	擁壁工(ブロック積)
	神浦扇山町	—	法面崩壊	L= 8.0m	2,500	擁壁工(ブロック積)

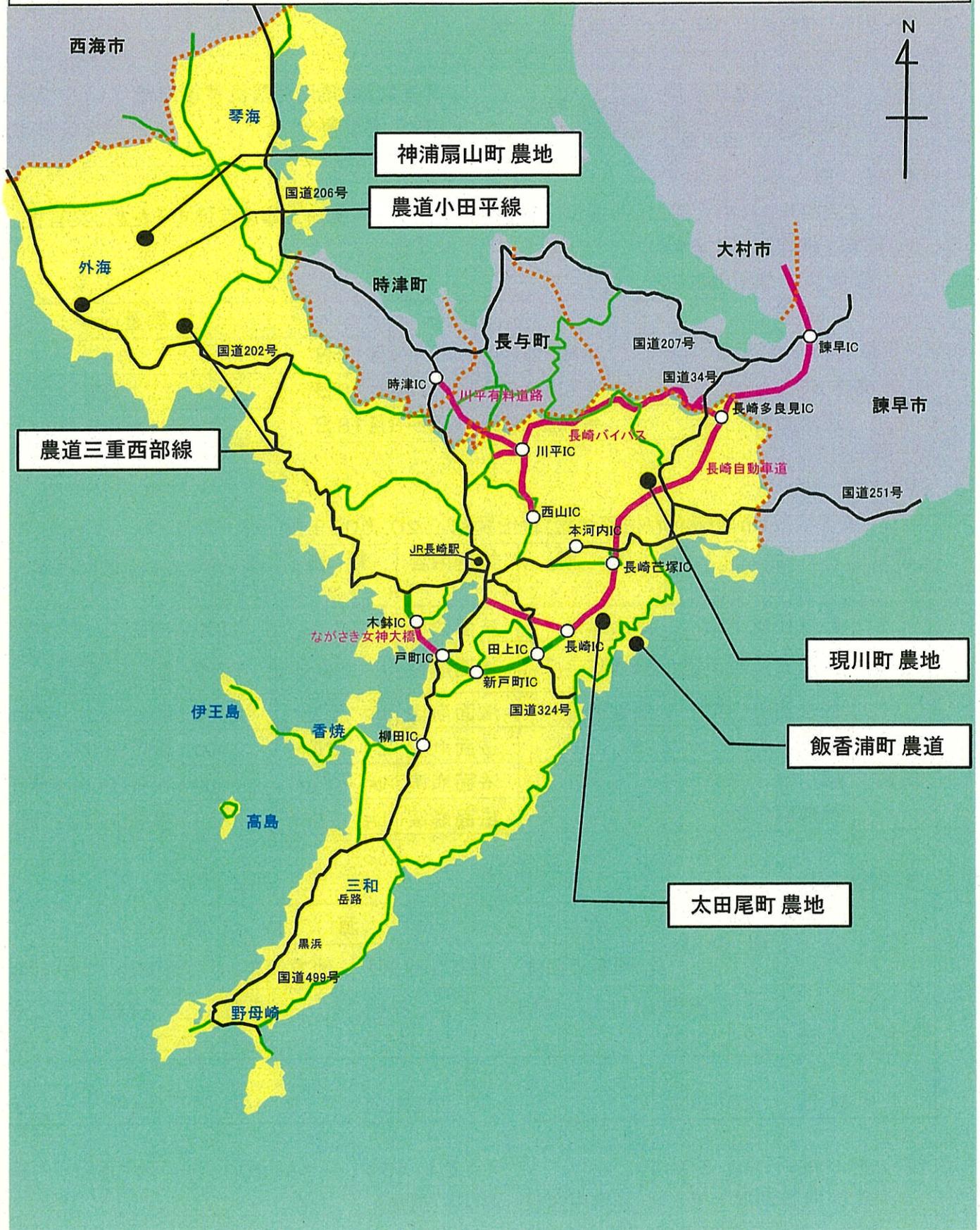
3 財源内訳

区 分	事 業 費	財 源 内 訳				
		国庫支出金	県支出金※1	地方債※2	その他	一般財源
当初予算額	千円 20,000	千円 —	千円 12,250	千円 6,900	千円 300	千円 550
11月補正	20,500	—	12,200	7,400	450	450
補正後	40,500	—	24,450	14,300	750	1,000

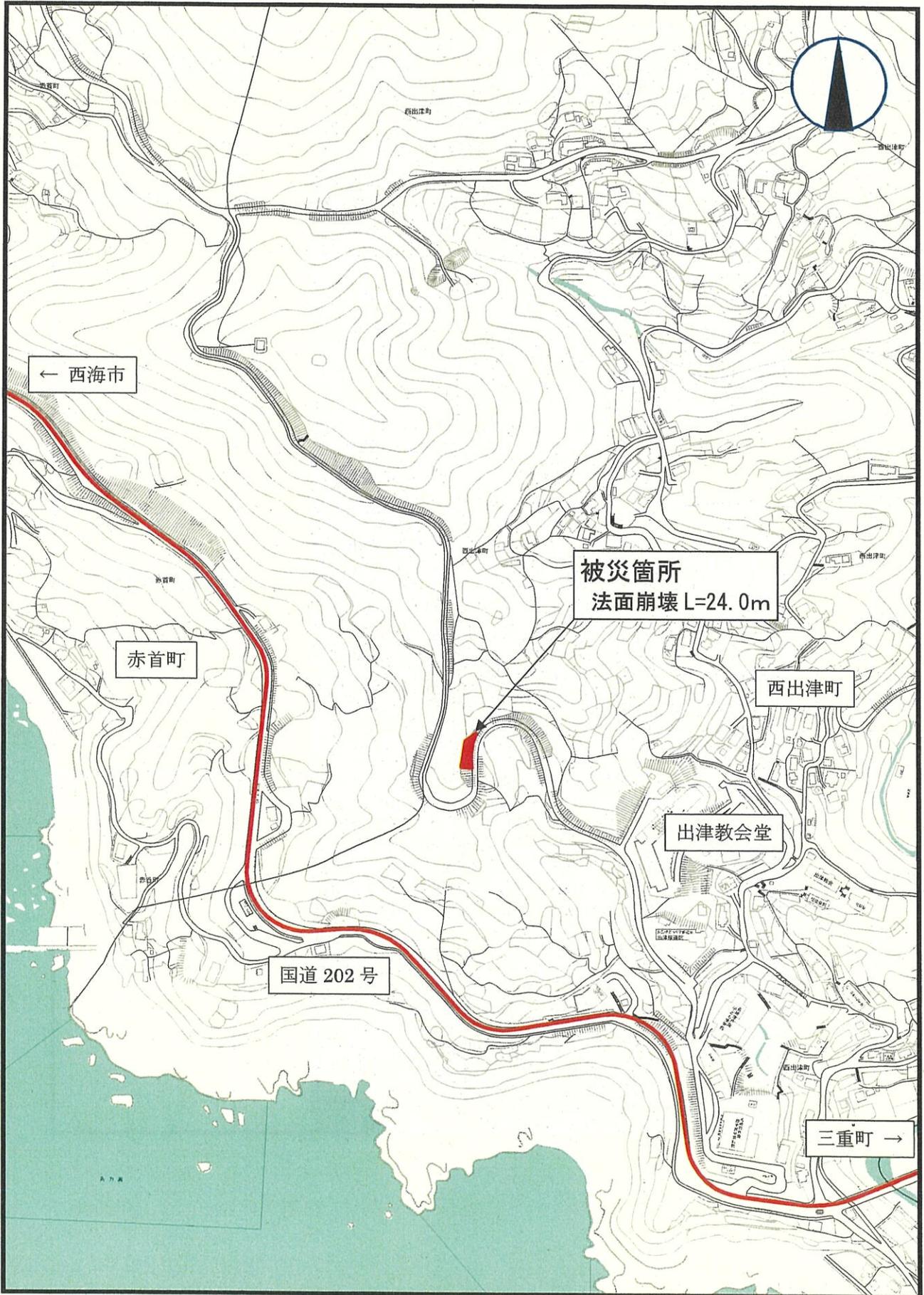
※1 県補助率 65%(農業用施設)、50%(農地)

※2 補助・直轄災害復旧事業債(現年) 充当率 90%(交付税措置率95%)

【補助】農業用施設災害復旧費 現年度災害分
位置図



【補助】農業用施設災害復旧費 現年度災害分
農道小田平線



農道小田平線

西出津町



法面崩壊状況



法面崩壊状況



法面崩壊状況

【補助】農業用施設災害復旧費 現年度災害分
農道三重西部線



農道三重西部線

	<p>松崎町</p> <p>法面崩壊状況</p>
	<p>法面崩壊状況</p>
	<p>法面崩壊状況</p>

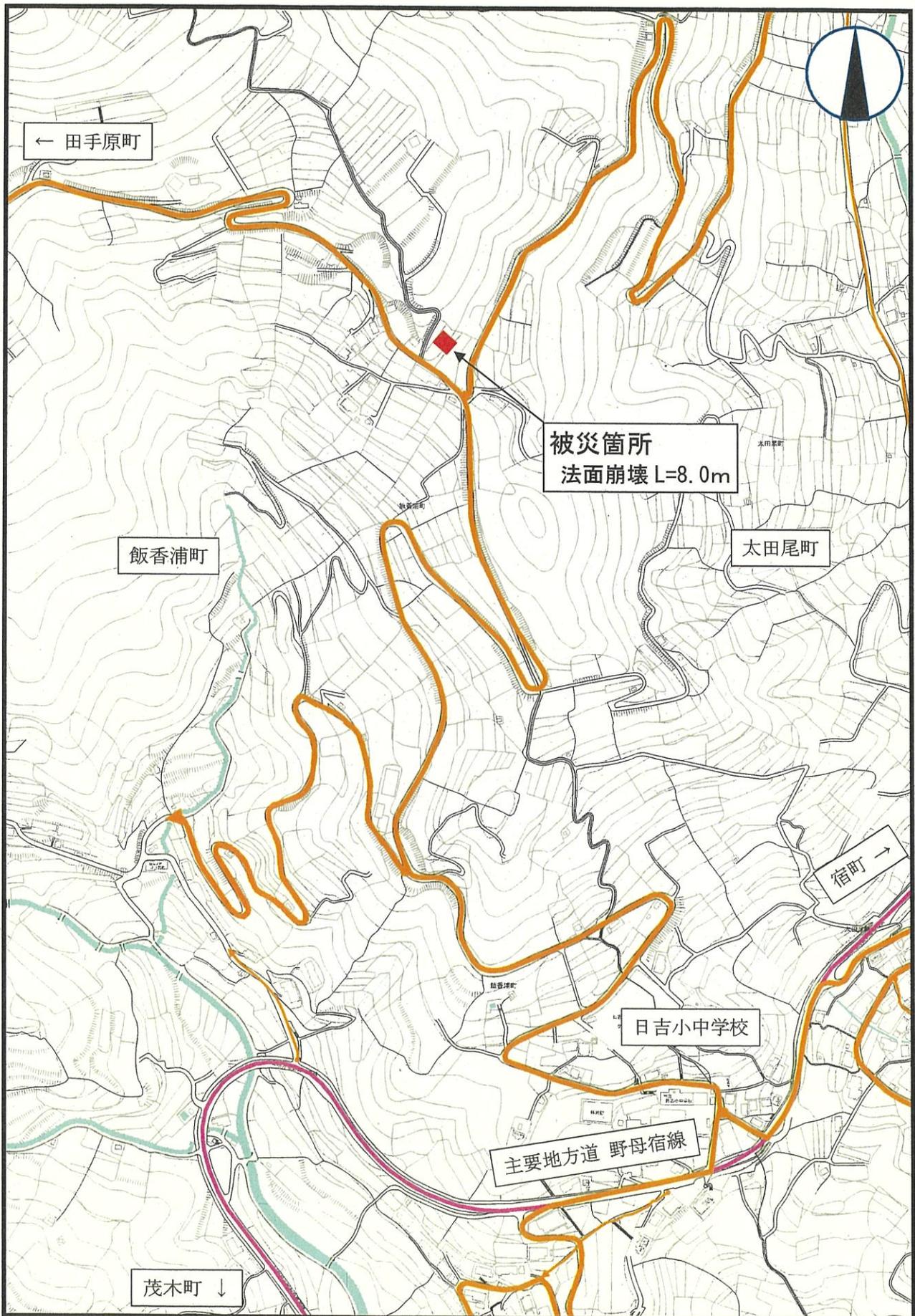
【補助】農業用施設災害復旧費 現年度災害分
飯香浦町 農道



飯香浦町 農道

	<p>飯香浦町</p> <p>法面崩壊状況</p>
	<p>法面崩壊状況</p>
	<p>法面崩壊状況</p>

【補助】農業用施設災害復旧費 現年度災害分
太田尾町 農地



太田尾町 農地

	<p>太田尾町</p> <p>法面崩壊状況</p>
	<p>法面崩壊状況</p>
	<p>法面崩壊状況</p>

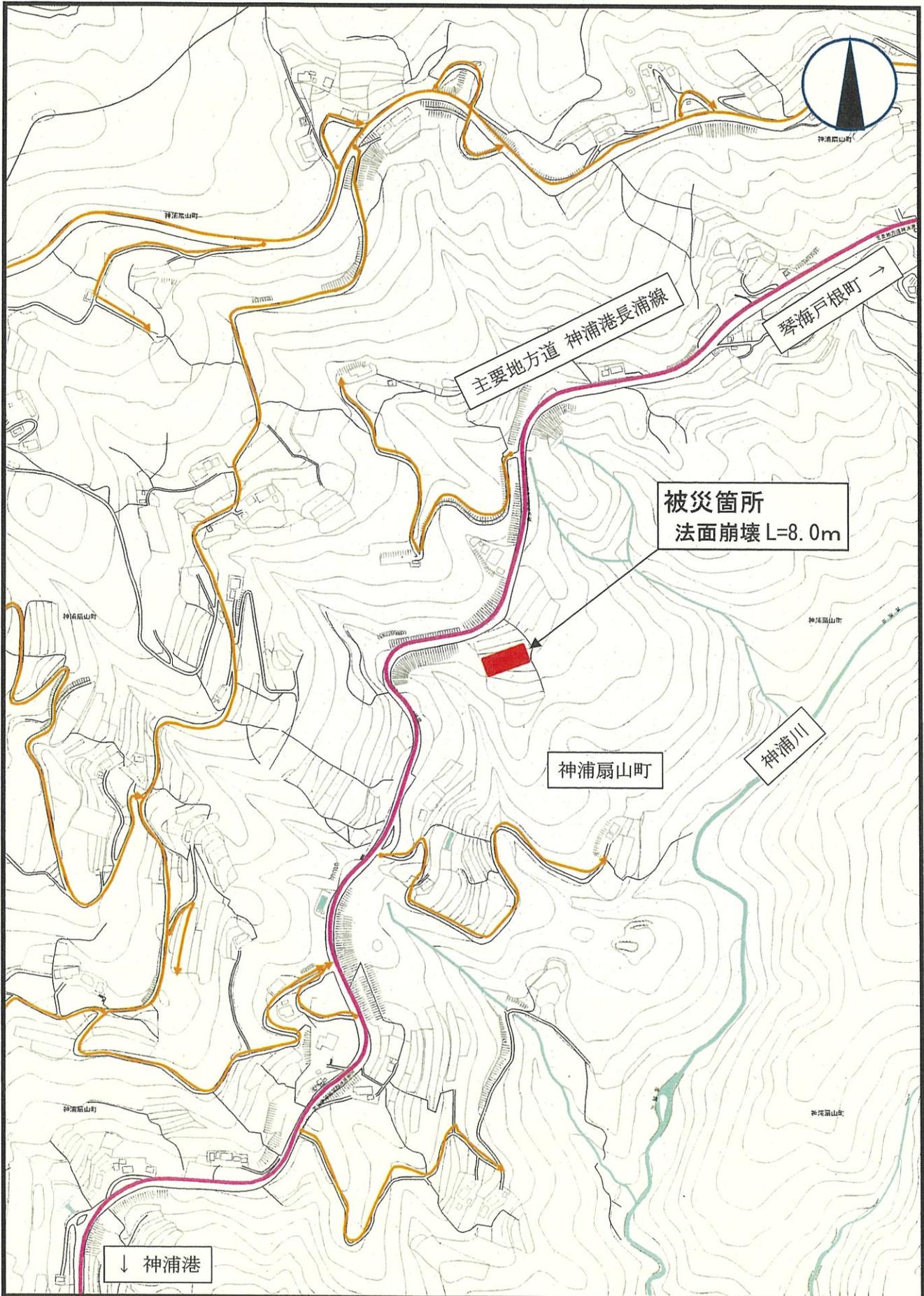
【補助】 農業用施設災害復旧費 現年度災害分
現川町 農地



現川町 農地

	<p>現川町</p> <p>法面崩壊状況</p>
	<p>法面崩壊状況</p>
	<p>法面崩壊状況</p>

【補助】農業用施設災害復旧費 現年度災害分
神浦扇山町 農地



神浦扇山町 農地

	<p>神浦扇山町</p> <p>法面崩壊状況</p>
	<p>法面崩壊状況</p>
	<p>法面崩壊状況</p>

【繰越明許費】 予算説明書 8, 82～83 ページ

11款 災害復旧費 1項 農林水産施設災害復旧費 1目 農業用施設災害復旧費

(単位:千円)

事業名	金額		財源内訳				
			国庫 支出金	県支出金 ※1	地方債 ※2	その他	一般財源
【補助】農業用 施設災害復旧費 現年度災害分	補正後 予算現額	40,500	—	24,450	14,300	750	1,000
	支出予定額	20,000	—	12,250	6,900	300	550
	繰越明許額	20,500	—	12,200	7,400	450	450

※1 県補助率 65%(農業用施設)、50%(農地)

※2 補助・直轄災害復旧事業債(現年) 充当率 90%(交付税措置率95%)

1 繰越理由

8月の大雨に伴う災害復旧工事が年度内に完了しない見込みであるため。

2 事業内容

被害状況:市内6か所(法面崩壊)

区分	箇所	場所	災害内容	規模	復旧方法	繰越箇所の完了予定
農道	農道小田平線	西出津町	法面崩壊	L= 24.0m	法面工(モルタル吹付)	令和4年 8月
	農道三重西部線	松崎町	法面崩壊	L= 11.0m	法面工(モルタル吹付) 側溝布設替え	
	飯香浦町 農道	飯香浦町	法面崩壊	L= 8.0m	擁壁工(ブロック積)	
農地	太田尾町	—	法面崩壊	L= 8.0m	擁壁工(ブロック積)	令和4年 8月
	現川町	—	法面崩壊	L= 3.5m	擁壁工(ブロック積)	
	神浦扇山町	—	法面崩壊	L= 8.0m	擁壁工(ブロック積)	

【繰越明許費】 予算説明書 8, 82～83 ページ

11款 災害復旧費 1項 農林水産施設災害復旧費 2目 林業施設災害復旧費

(単位:千円)

事業名	金額		財源内訳				
			国庫 支出金	県支出金 ※1	地方債 ※2	その他	一般財源
【補助】林業施設災害復旧費 現年度災害分	予算現額	20,000	—	11,500	7,600	—	900
	支出予定額	18,000	—	10,200	7,000	—	800
	繰越明許額	2,000	—	1,300	600	—	100

※1 県補助率 65%(奥地)、50%(その他)

奥地とは、幅員3.0m以上で利用対象森林面積500ha以上の奥地幹線林道をいう。

※2 補助・直轄災害復旧事業債(現年) 充当率 90%(交付税措置率95%)

1 繰越理由

8月の大雨に伴う災害復旧工事が年度内に完了しない見込みであるため。

2 事業内容

路線名	種別	場所	災害内容	規模	復旧方法	繰越箇所の 完了予定
西彼杵半島線	奥地	神浦口福町	法面崩壊	L=13.0m	法面工 (植生マット)	令和4年6月

【補助】 林業施設災害復旧費 現年度災害分
西彼杵半島線



西彼杵半島線

神浦口福町



法面崩壊状況



法面崩壊状況



法面崩壊状況

債務負担行為補正		期 間	限度額 (設定額)
第3表 ページ	事 項		
10	植木センター指定管理	令和4年度から 令和8年度まで	千円 34,270

1 債務負担行為の目的

長崎市植木センターの管理において、農事組合法人古賀植木園芸組合を指定管理者として指定するにあたり、指定期間である令和4年度から令和8年度までの委託に係る経費について、債務負担行為の設定を行うもの。

2 債務負担行為限度額の内訳

(1) 限度額の年度内訳

【単位：千円】

令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
6,854	6,854	6,854	6,854	6,854	34,270

(2) 限度額の積算内訳（年間運営経費）

【単位：千円】

		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
支出	人件費	4,417	4,417	4,417	4,417	4,417	22,085
	需用費	1,007	1,007	1,007	1,007	1,007	5,035
	役務費	123	123	123	123	123	615
	委託料	170	170	170	170	170	850
	その他	1,230	1,230	1,230	1,230	1,230	6,150
	合計(A)	6,947	6,947	6,947	6,947	6,947	34,735
収入 (利用料 金収入)	研修室	65	65	65	65	65	325
	附属設備	28	28	28	28	28	140
	合計(B)	93	93	93	93	93	465
市所要額(A-B)		6,854	6,854	6,854	6,854	6,854	34,270

3 財源内訳

事業費	財 源 内 訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
千円 34,270	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -	千円 34,270

債務負担行為補正		期 間	限度額 (設定額)
第3表 ページ	事 項		
11	公益社団法人長崎県林業公社分収造林事業資金の長崎県に対する損失補償	令和3年度から 令和14年度まで	千円 長崎県の損失発生額に2万分の1,021を乗じた額

1 概要

公益社団法人長崎県林業公社が、株式会社日本政策金融公庫から造林資金として利用間伐推進資金を借り入れる際、長崎県が同公庫との間で損失補償契約を締結しており、同公庫が損失を受けた場合には、長崎県がその損失を補償することとなっている。

この損失補償は、長崎県が一括して行うものであるが、県内の関係市町は、借入額に対する区域内事業割合により算出した区域内借入額割合の2分の1相当を長崎県に対し補償することとなるため、債務負担行為を設定するもの。

2 損失補償額

長崎県及び株式会社日本政策金融公庫が締結した、損失補償契約に基づく長崎県の損失発生額に2万分の1,021を乗じた額。

3 長崎市区域内の負担割合の算出

(円)

事業内容	公庫借入額 (A)	長崎市区域内 事業割合 (B)	長崎市区域内 公庫借入額 (C) = (A) × (B)	長崎市区域内 借入額割合 ③ = ② ÷ ①
利用間伐推進 (利用間伐に必要な資金)	500,000	※1 —	0	
利用間伐推進 (償還円滑化のための資金)	10,500,000	※2 1,069/10,000	1,122,000	
	① 11,000,000		② 1,122,000	1,021/10,000

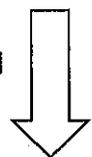
※1 事業費による割合

公庫借入額	500,000円	㊦
長崎市内事業費相当	0円	㊩
事業割合	① ÷ ㊦		

※2 森林評価額による割合

公庫借入額	10,500,000円	㊧
公社全体森林評価額	41,091,637,278円	㊨
長崎市内森林評価額	4,389,539,063円	㊫
事業割合	㊫ ÷ ㊨		

県と市で2分の1
ずつ負担



長崎市の損失補償額
の負担割合

1,021/20,000

4 損失補償期間 令和3年度から令和14年度まで

1. 設立の経緯

戦後の復興のために無秩序に伐採され荒廃した森林の復旧と高まる木材需要に備えるために、森林資源の造成及び公益的機能の維持増進を目的として、昭和33年分収林特別措置法が制定され、拡大造林が国策として推進されることとなり、昭和36年9月に社団法人長崎県北林業公社が設立された。その後、昭和44年に社団法人長崎県林業公社に名称を変更し、平成23年1月には社団法人対馬林業公社を吸収合併、平成24年6月に公益社団法人長崎県林業公社(以下「林業公社」という。)に名称を変更した。

2. 目的

長崎県内の地区において、造林、育林等による森林及び林業に関する事業を行うことにより、森林資源を造成し、国土を保全し、森林の多目的機能を高揚し、あわせて地元公共施設の整備充実を図り、もって農山村経済の振興に資することを目的とする。

3. 林業公社の業務

造林事業は、長期間を要し周到な計画と多くの資金が必要であり、林業公社は、自ら管理できない森林所有者に代わり植林から伐採までの森林施業の一切を代行する組織体として創設された。造林事業は、伐採までの長期間にわたり収入が無く、投資を積み重ねるだけであり、伐採収入があるまでの約50～80年間は造林補助金、株式会社日本政策金融公庫資金、県・市町からの借入金を財源として運営し、伐採収入が生じたときに土地所有者に契約で定めた一定割合を交付し、林業公社の取り分で借入金の償還に充てる計画である。

4. 組織体制

- (1) 社員・・・長崎県1、市町19、森林組合4 合計24名
- (2) 役員・・・理事長1、専務理事1、理事15、監事2 合計19名
- (3) 職員・・・職員9、契約職員8、嘱託職員2 合計19名

5. 森林面積等

令和3年5月31日現在

項目		林業公社全体	長崎市区域
契約面積 (ha)		14,141.21	1,186.68
契約件数 (件)		2,608	335
契約者数 (延べ人数)		5,338	277
所有者別	市町有林 (%)	14.3	16.8
	共有林 (%)	20.5	11.1
	生産森林組合等 (%)	19.4	26.9
	個人有林 (%)	45.8	45.2
経営面積(植栽面積) (ha)		11,225.01	1,103.6
樹種別	スギ (%)	9.3	3.3
	ヒノキ (%)	90.4	96.7

6. 分収率

- (1) 公有林 公社8:市町2
- (2) 個人有林 公社7:個人3

7. 造林契約期間 80年

債務負担行為補正		期 間	限度額 (設定額)
第3表 ページ	事 項		
11	伊王島海水浴場交流施設指定管理	令和4年度から 令和8年度まで	千円 45,500

1 債務負担行為の目的

長崎市伊王島海水浴場交流施設の管理において、株式会社KPG HOTEL & RESORTを指定管理者として指定するにあたり、指定期間である令和4年度から令和8年度までの委託に係る経費について、債務負担行為の設定を行うもの。

なお、長崎市伊王島灯台記念館と併せた2施設を一体的に運営することで経営の効率化が図られるとともに、施設間の相互利用により利用者数の増につながることから、2施設をグループ化して管理運営を行うもの。

2 債務負担行為限度額の内訳

(1) 限度額の年度内訳

(単位：千円)

令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
9,900	9,000	9,000	8,800	8,800	45,500

(2) 限度額の積算内訳 (年間運営経費)

(単位：千円)

		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
支 出	人件費	6,577	6,830	7,161	7,252	7,391	35,211
	需用費	2,747	2,980	3,201	3,463	3,847	16,238
	役務費	1,791	1,156	1,252	1,349	1,464	7,012
	委託料	3,666	3,694	3,922	3,973	4,082	19,337
	合計(A)	14,781	14,660	15,536	16,037	16,784	77,798
収 入 (利用料 金収入)	施設利用料	2,793	3,245	3,790	4,263	4,714	18,805
	附属設備	2,088	2,415	2,746	2,974	3,270	13,493
	合計(B)	4,881	5,660	6,536	7,237	7,984	32,298
市所要額(A-B)		9,900	9,000	9,000	8,800	8,800	45,500

3 財源内訳

事業費	財 源 内 訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
千円 45,500	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -	千円 45,500

【参考】2施設合計債務負担行為限度額

(単位：千円)

令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
13,200	12,300	12,300	12,100	12,100	62,000